

議案第11号

君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月26日提出

富津市長 高橋 恭市

提案理由

君津郡市広域市町村圏事務組合で共同処理する事務のうち、救急急病医療事業に関する事務を廃止するため、君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定について、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約

君津郡市広域市町村圏事務組合規約（昭和44年千葉県指令第2229号）の一部を次のように改正する。

第4条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第11条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する関係市の負担金の負担割合は、別表の定めるところによる。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。